

第 13 期 第 6 回藤沢市環境審議会

時：2021年12月21日（火）

於：藤沢市役所本庁舎 8階 8-1,8-2

午前9時29分 開会

○阿部参事 皆様、おはようございます。若干定刻前ですが、皆様おそろいのようなので、始めたいと思います。

これより第13期第6回目の藤沢市環境審議会を開会いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の進行をいたします環境総務課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

まず、議事にお移りいただく前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。

本審議会規則の第4条第2項に、本審議会の開催要件として、「過半数以上の委員の出席」が規定されておりますが、本日は、定数20名のうち、ご出席いただいております委員は18名でございます。過半数を超えており、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日のオンライン会議による出席者は、オブザーバーを含めて3名となっております。

本審議会の会議録は、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、閲覧に供されますので、ご承知おきください。

なお、本日は4名の傍聴者がいらっしゃいますので、あわせてご報告をいたします。

では、議事に入ります前に、お手元に用意させていただきました資料の確認をさせていただきます。なお、オンライン形式での参加の方につきましては、電子メールにより、事務局よりデータを送付しておりますので、ご確認をください。

まず1番目に、本日の次第がございます。次に、委員と職員の名簿、本日の座席表、資料1「藤沢市環境基本計画（最終案）」、資料2「藤沢市地球温暖化対策実行計画（最終案）」、資料3「『藤沢市環境基本計画』及び『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の素案に係るパブリックコメントの実施状況について」、資料4「2021年版ふじさわ環境白書」となります。また、参考資料として「削減効果がマイナスとなる場合について」をお手元にお配りしております。資料4に関しましては、事前送付した資料を、当日資料として使用いたしますので、よろしくお願いいたします。

何かご不足等ございましたら、挙手にてお知らせをお願いいたします。——大丈夫でしょうか。

本日は、事務局から議事を説明し、内容等について審議をいただく予定となっております。

なお、本日は、新型コロナ感染拡大防止の観点から、Web 会議システムによるオンライン形式を含めた開催となりますので、発言する方は挙手をしていただき、指名されましたら、自身の名前をおっしゃっていただいた上で、発言のほうをよろしく願いいたします。

それでは、議事の審議等を始めるに当たりまして、本審議会規則の第4条により、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、橋詰会長に今後の議事進行をお願いしたいと思います。橋詰会長、よろしく願いいたします。

○橋詰会長 本日の議事進行でございますが、議事次第をご覧くださいまして、本来、内容的な順番を考えると、2「2021年版ふじさわ環境白書」を見て、現状を把握してからというほうがよろしいのかもしれませんが、本日は何分、両計画の審議が重要ということでございますので、先に1「『藤沢市環境基本計画』及び『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の改定について」から始めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますが、前回、9月には第2次素案について審議をいただきました。その後、10月にはパブリックコメントも実施してございます。本日はそれらを踏まえた最終案という形で提示をいただいておりますが、これについて審議をしていくこととなります。

また、この先でございますが、1月下旬に今年度最終の審議会を予定してございまして、市のほうからはそのタイミングでの答申も期待をされているところでございます。そういうことでございますので、1月の段階では、表現は残るにしても、それに先立って、本日の審議会でも、内容的なところは何とか固めてまいりたいと思っております。審議のほうをよろしく願いいたします。

それでは、議題（1）「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の改定について、事務局より説明をお願いいたします。

○吉村主幹 おはようございます。環境総務課、吉村です。

最初に、事前に送付を差し上げました資料については、前回の審議会以降、変更した主な部分について、網かけをしてお送りさせていただきました。その網かけのつけ方が、少し色が濃いなど見にくかった部分がありました。また、今回はカラー刷りで、写真と

かイメージ図を載せておりますけれども、その予定で白紙だったページが、お送りした
ものについては飛んで印刷されておりましたため、本日お配りしている案から、ページ
が若干ずれてございますので、ご了承ください。資料について見にくいところがありま
したので申しわけございませんでした。

本日は、前回の審議会でお示ししました第2次素案について、この審議会でご審議い
ただきましたご意見、その後のパブリックコメントでのご意見、それと地球温暖化対策
地域協議会とか研究会、また議会などのご意見の反映、それから国の計画が閣議決定さ
れるなど、最新の情報に更新をしております。パブリックコメントによる反映についま
しては、別に資料がございますので、後ほどそれについて説明をしますが、私のほうか
ら、パブリックコメント以外で変更した箇所、また追加した主な箇所について、最初にご
説明させていただきます。

まず、「藤沢市環境基本計画」の9ページをご覧ください。中段の部分と下の部分です。
国の「地球温暖化対策計画」、また、下のほうでは「気候変動適応計画」が閣議決定され
ていますので、こちらは新しい情報に更新しています。

14ページをご覧ください。2段落目になりますが、審議会からのご意見で、市民一人
当たりの都市公園の面積が減っていることの原因を記載しておいたほうがいいのではな
いかということで、追記をしております。

22ページをご覧ください。「前計画における評価と課題」でございます。表の右側につ
きましては、達成状況ということで、○×の表示をしていたのですが、2020年
度の達成状況を、数字であらわせるものはあらわしまして、解説が必要なものは下の注
釈で説明をしております。さらに、現計画の改定時の2015年度にはどうだったかとい
うことで、表のほうに追記をしております。それが25ページまで同様にしてあります。

34ページをご覧ください。環境像になりますが、2ページに記載がある「環境の範囲」
の区分に基づいて設定しておりまして、その関係性がわかるように、一番上に説明を加
えております。環境像1の隣に、これは「生活環境」ですとか、35ページの環境像2で
は「自然環境」ですということを表示しております。

36ページをご覧ください。中段少し下の環境目標5-1「省エネルギー対策の推進」
です。こちらは「脱炭素社会の実現」からということに変更しておりますが、後ほどの
「藤沢市地球温暖化対策実行計画」のほうで説明をさせていただきます。

39ページをご覧ください。第4章「施策の展開」ということで、こちら審議会から

のご意見です。まず、下に「達成指標」とありますが、これは「活動指標」になっていたものを「達成指標」に変えています。また、指標の状況とか目標の意味がわかるように、下の注釈のところで説明を加えていくべきだということで、他のページでご意見をいただきましたが、それぞれの達成指標についてわかるように説明を加えております。

40 ページをご覧ください。こちら審議会からです。「各主体の取組」ということで、上段に「大気の保全状況の監視」、中段に「固定発生源への対策」ということで項目別に分けております。もともとはこういった項目分けがなく、市民、事業者、行政との取組の関連性もわかりにくいということで、各項目ごとに各主体の取組の関連性がわかるように分けております。こちらについては各環境目標ごとに、分けられるものは全て項目別に行っております。

59 ページをご覧ください。こちら審議会からです。3段落目をご覧ください。学校給食において地産地消を実施していることを追記しております。

72 ページをご覧ください。環境像 5 です。これまでもご説明しています「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に関連する環境像になっております。「藤沢市地球温暖化対策実行計画」と関連していることと、それに伴って、温室効果ガス削減目標を追記しております。

73 ページをご覧ください。「達成指標」の一番下の項目です。39,609 t-CO₂の箇所には、2013年度の51,938 t-CO₂が記載されていたのですが、そちらを2020年度の数字として修正しております。

さらに、第2次素案のときには廃棄物の焼却における温室効果ガス排出量を含めた数値にしておりますので、第2次素案からの数値についても少し変わっております。これについては「藤沢市地球温暖化対策実行計画」のほうも連動して修正しております。

80 ページをご覧ください。これは先ほどの73ページもそうだったのですが、事前送付したときから変更されている内容です。食品ロスに関する取組について、市民、事業者のそれぞれ一番下のところに追記しております。行政についても、最後のところに「食品ロスの削減を進めていきます」ということで追記しております。こちら、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」のほうも整合をとって追記しております。

84 ページをご覧ください。「推進体制図」です。真ん中の右側ですが、藤沢市地球温暖化対策地域協議会からのご意見を参考にしながら、レイアウトとか、関連性についての表記を若干修正しております。

87 ページをご覧ください。ここからは資料編になります。まず、「条例」から始めて、見ていきますと、「藤沢市環境審議会委員」の一覧とか、96 ページをご覧くださいますと、市民、事業者の「アンケート調査結果」ですとか、108 ページに行きますと、市の中の「関連する計画」の一覧、109 ページは、関連するSDGsの目標といったものが追加されています。

私のほうから「藤沢市環境基本計画」については以上です。

続いて、パブリックコメントの反映についてご説明します。

○山下課長補佐 皆さん、おはようございます。藤沢市環境総務課の山下と申します。

それでは、私のほうから、資料3『藤沢市環境基本計画』及び『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の素案に係るパブリックコメントの実施状況について、ご説明をさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、「意見等の募集期間」に記載のとおり、2021年10月14日から11月12日まで実施させていただきまして、64人の方から92件の意見提出をいただいております。

今回いただきました意見等の内容につきましては、項目別に整理をいたしまして、意見の内容につきましては、「藤沢市環境基本計画」と「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の両素案に共通するご意見と、それぞれの素案に対するご意見として整理をさせていただいております。本日はその内容につきまして、パブリックコメントを受けまして計画に反映したご意見とか、件数が多くあったご意見を中心に、ご意見に対する市の方向性とか、市の考え方につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、①「藤沢市環境基本計画（素案）及び藤沢市地球温暖化対策実行計画（素案）共通事項」です。項目の分類としましては、6つございます。ここでは「市民意見の聴取」、「市民・事業者・行政の連携」、市の予算に関すること、また『ふじさわ環境白書』の発行時期」、専門家からの意見聴取についてのご意見がございました。

上から4つ目の項目の市の予算方針に関するご意見でございます。こちらにつきましては、限られた財源の中で最大限の効果となるように精査をするとともに、国や県の補助金などの活用について今後検討してまいりたいと考えております。

2ページに移りまして、②「藤沢市環境基本計画（素案）」に対するご意見でございます。こちらにつきましては、項目の分類としては10件ございました。ここでは「本市の現状と課題」、環境像1から環境像5、特に環境像3に対するご意見が多く上がっている

状況でございます。

初めに、2ページの1つ目の「本市の現状と課題」は、本市固有の自然環境に関する記載のご意見でございます。こちらにつきましては、本計画の14ページの「環境の現状」に、藤沢市固有の自然環境としまして、温暖な海陸風地帯に位置づくことを明記しております。

次に、3つ目の環境像2の「農水産業との共存」は、農薬に関するご意見でございます。こちらにつきましては、担当課に確認しましたところ、砂防林への農薬散布に関しましては、神奈川県藤沢土木事務所で実施をしているものになりますので、状況を確認するとともに、本市としましては、本計画の60ページに「農薬の安全かつ適正な使用のため、必要な知識の普及、使用に関する情報提供を行います」と明記をしまして、農薬の影響についても広く周知を行っていくとの回答を得ております。

3ページに移りまして、環境像3の3-1「廃棄物の発生・排出抑制」の上から2つ目の意見内容、ごみ袋に関するご意見でございます。こちらも担当課に確認をいたしましたところ、ボランティア用のごみ袋につきましては、バイオマスプラスチックを使用した袋へ変更していく予定であること、また、指定収集用袋につきましても、同様にバイオマスプラスチックを使用した袋へ変更していく予定であるとの回答を得ております。

また、本計画の63ページ、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の49ページに、ボランティア清掃用ごみ袋の導入推進について追記をさせていただいております。

4ページに移りまして、環境像3の3-2「廃棄物の適正な処理」の1つ目と2つ目の意見内容、拡大生産者責任に関するご意見でございます。こちらにつきましては、本計画の64ページに、循環型社会形成に資する事項とか、適正処理困難物を含めたさまざまな製品に対する事業者責任としての拡大生産者責任につきまして、行政が国へ要望することを追記してございます。

また、意見内容の2つ目につきましては、あわせてプラスチックごみの削減という観点による周知・啓発を進めてまいります。

4ページの一番下の環境像5の5-5「気候変動への適応」に関するご意見でございます。こちらにつきましては、本計画の82ページ、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の59ページの市民、事業者の取組項目に、「身近な生物季節の変化などの生態系の変化について市へ情報提供を実施します」と表現を改めるとともに、用語集にも「生物季節」を追加しております。

以上で説明を終わります。「藤沢市地球温暖化対策実行計画」については後ほどご説明をいたします。

○橋詰会長 「藤沢市環境基本計画」関係でのご説明が終了いたしました。これにつきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○塚原委員 ご質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今ご説明いただきましたパブリックコメントの資料です。最後にご説明いただいたところで、4ページの上から2番目に「個人のマイボトル、エコバッグの努力だけでは限界があるため、企業への働きかけや市で採用する物資の選択も検討してもらいたい」とあります。「市の考え方」のほうには、「市で採用する物資の選択」、例えばグリーン購入みたいな話だと思うのですが、そのことについて書かれていないので、その点に関して何かお考え等ございましたら、お伺いしたいと思います。

○三橋主幹 ここに書かれているような個人のマイボトル、エコバッグ等の関係です。書いてありますように、企業などへご協力いただいているということもありますので、こういった部分につきましては、ここ数年いろいろな企業さんにご協力をいただいて、徐々に進んできております。この点では市の予算にも限りがあって、十分に対応できない部分がありますので、そういった面でも、企業さんとか団体さんにぜひご協力いただいて、今後さらに進めていくような事業を行っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○塚原委員 周知・啓発のところに関しては、さまざまな主体に対してということだと思うのですが、もう一つ、「意見の内容」のところ、「市で採用する物資の選択」というのも書かれております。そこが市のほうでもグリーン購入等は既にやられていると思うのですがけれども、そのことについて、既に取り組んでいることとして書かれていたり、これからさらにやろうということがあるのかなと思ひまして、お伺いいたしました。

○三橋主幹 その点につきましては、藤沢市で令和3年2月に市事業等におけるプラスチックごみ削減方針というものをつくりまして、市の事業で使うような物資の関係でも、グリーン購入とか、そうやってプラスチック製品をなるべく使わないように、あるいは使った後も適正に処理するように、こういった方針を打ち出しておりますので、庁内各課ともこの方針に従って進めているところでございます。

○塚原委員 「市の考え方」のところにお答えとして書いておいたほうがいいのかと思ひましたので、発言させていただきました。

○青木委員 今のグリーン購入のところでご提案ですが、市役所の1階に給水器がありますね。ペットボトルなり水筒なりで使える。あれを宣伝といいますか、皆さんにもっと使っていただくようにする。ペットボトルをやめて、ペットボトルのリユースでもいいですし、水筒を使うなりの給水器がこういったところにあるということを書き込んでいただくとか、また、それとは別ですが、先週行いました「ふじさわ環境パネル展」でも、クイズラリーの景品がマイボトルだったりしましたので、そういったことを藤沢市はやっているということは伝えてもいいのではないかと。

加えて言えば、給水器をもっと増やす。増やすというのは、あったらごめんなさい、市役所以外の公民館に置くとか、そういったこともマイボトルの普及には必要なのかなと思いました。

○阿部参事 マイボトルの関係ですが、給水器は、藤沢市役所の市民側のほうが1、3、5、7、9階、職員側のほうが2、4、6、8階に置いております。また、分庁舎についても置きまして、各企業さんとも連携して、この前は無印良品さんの前に置いていただいたり、イトーヨーカ堂であったりということで、企業さんとの連携も深めているところですので、この記載の中でも書けるところについては、マイボトルの普及等を含めて記載してまいりたいと思います。

○藤法委員 74ページの真ん中にある行政の取組のところで、「市民団体や近隣大学、近隣自治体と連携した地球温暖化対策を推進するとともに、全庁的なポイント制度の構築に向けて調査・研究を推進します」とあります。ポイント制度の構築はどういったものかを考えられているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○吉村主幹 74ページ記載のポイント制度というのは、いわゆるエコポイントのようなことを全庁的な制度として検討していくことを考えております。

○橋詰会長 他はいかがでございましょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございまして、先に進めさせていただきます。この後、地球温暖化対策の話をしていただきますが、それが終わった後で、もし時間があれば、「藤沢市環境基本計画」のほうのご意見があれば、またそういう機会も設けたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」関係でのご説明を事務局よりお願いいたします。

○吉村主幹 それでは、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」ですが、先ほどの「藤沢市環境

基本計画」と同様の形で、パブコメの反映の関係については別でご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。2030 年度までの削減目標について、46.3%から 46.4%に変更しております。この理由については、後ほどご説明をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。2 段落目です。審議会で、海の深いところでも温暖化が進んでいる状況についてご意見をいただき、追記をしております。

7 ページをご覧ください。こちら審議会からです。海面上昇の状況について、世界と日本との比較がしにくいといった内容のご意見でした。こちらについては、下段の「日本」の一番下の文面に記載があるのですが、評価方法を統一しております。

また、藤沢市周辺の海面上昇とか、世界の真夏日に関してのデータ比較があるとよいということだったのですけれども、こちらについてはデータがなかったために、追記できませんでした。

10 ページをご覧ください。「地球温暖化の将来予測」の 4 行目以降ですが、第 6 次評価報告書の新しいシナリオについて追加しております。

15 ページをご覧ください。日本の動向ということです。国の計画等について、今年度閣議決定された計画がございますので、上から「第 6 次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」、「地球温暖化対策計画」についての最新の内容に更新しております。

28 ページをご覧ください。まず、2 段落目です。こちら審議会からです。廃棄物部門では、一般廃棄物と下水処理があつて、内訳を記載したほうが良いということで追記しております。

同じページの右下のグラフです。これが先ほど削減目標 46.3%から 46.4%に変わった部分の要因になります。計画改定中の「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」との整合のために更新をかけていますが、棒グラフと折れ線グラフがございまして、折れ線グラフのほうです。ごみに占めるプラスチックの割合が修正されたことによりまして、廃棄物部門からの排出量が減ったことによって、逆に削減目標が 0.1%上がったということです。

29 ページをご覧ください。リードの部分に、削減目標の設定について、説明を追加しております。

31 ページをご覧ください。こちら審議会からです。1 行目の終わりから、「国が主体的に取り組んでいる施策に対して、市が促進を行っていく」ということを追記しています。

同時に、この表の中でマイナスの表記をされている取組がございます。こちらは前回の審議会でもご質問をいただいでご説明を差し上げましたけれども、まだ少しわかりにくいということで、注釈の2つ目ですが、環境省にも相談をしながら、こういった注釈を記載しております。ここはなかなか説明しにくい部分があるのですが、後ほど別にお配りしている参考の資料をもとにご説明をしたいと思います。

33 ページをご覧ください。下段の「再生可能エネルギーの導入による削減見込量」についてです。表そのものが、一番右側の「削減見込量」と「2013 年度比削減率」の2つの項目しか記載がなかったのですけれども、これがどうやって算出されているかということで、表の項目を追加しております。この算定の部分については、パブコメ等でもご意見がございますので、こちらについても後ほど別にご説明をいたします。

36 ページをご覧ください。(3)「中長期目標」です。この中では吸収源のことについても少し触れております。議会からのご意見で、温室効果ガスの排出量を抑えることはもちろん大事ですけれども、吸収をさせていくことも重要で、2段落目の文中にございますが、CCUS、また水素利用などの技術革新についても意識していく必要があるということで表現を追加しております。

次に、37 ページです。第5章「温室効果ガス削減に向けた取組」ということで、基本方針を4つ掲げております。これは先ほど「藤沢市環境基本計画」のほうで、後ほどお話ししますといった部分になります。

基本方針の1つ目の「省エネルギー対策の推進」と書かれているところが、2次素案の段階ですと、「脱炭素社会の実現」というタイトルでした。それにひもづいている取組のほうで、1つ目の「脱炭素社会の実現」にはソフト面のことが入っていて、2つ目の「エネルギーの地産地消」のほうにハード面の取組が記載されている。これは審議会のほうでもご意見を頂戴しまして、同じ省エネの取組だけれども、ソフト面とハード面で分かれているのはわかりにくいのではないかとご指摘をいただいでしております。

そこで整理したのが、1つ目を「省エネルギー対策の推進」、そこに省エネのソフト面とハード面を整理して、「エネルギーの地産地消」では、主に再生可能エネルギーの取組についての整理をさせていただいています。

本日欠席の宇郷委員からもご意見はいただいでいるのですが、2次素案のとき、「省エネルギー対策の推進」のところ、「脱炭素社会の実現」という表現だった。そういうところは表現が変わってしまっているのでしょうか。これについては、ここに基本方針

が4つ記載されていますけれども、こういった基本方針に基づいた取組を行うことで、最終的に大きな目標として「脱炭素社会の実現」というのがございます。先ほど2ページにも目標値が書かれていますが、その説明の中でも、最終的に脱炭素社会の実現を目指していくことを目標とするという位置づけがございますので、ここの基本方針については、あくまでどういう取組をしていくか、その基本を位置づけているということで修正をさせていただいています。それに伴って、先ほどお話ししたように、各主体の取組についても整理をしております。

39 ページをご覧ください。上の枠の「達成指標」の一番下が、「藤沢市環境基本計画」と同様に変更があるというものです。

45 ページをご覧ください。「エネルギーの地産地消の推進」という項目で、上の枠の中の一番下です。こちらにつきましては、再エネのポテンシャルを最大活用して、重点的に進めていく地域の設定などについて検討していくことを取組として追加しております。

46 ページをご覧ください。一番上の「達成指標」の一番下の枠で、「有機農業の取組面積」です。こちらは「藤沢市環境基本計画」のほうにも達成指標ということで設定しているのですが、関連するものということで、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」のほうも追記しております。

47 ページをご覧ください。3つ枠がありますが、真ん中の「緑化の推進」の一番下の取組です。こちらについては関係課との調整で、「街路樹の適正な管理」ということで、その取組について追加をしております。

61 ページをご覧ください。こちらは適応策の取組になります。下の「自然災害・沿岸域」という枠の下から4つ目以降が、現在、防災のほうで「藤沢市国土強靱化地域計画」を策定しておりますので、そこの整合により取組を追記しております。

69 ページをご覧ください。資料編になります。まず、「藤沢市気候非常事態宣言」を記載して、70 ページには「温室効果ガス排出量の算定方法」について記載しております。

75 ページ以降については、第4章で削減見込み量の積み上げをしている取組と、第5章にある各主体の取組との関連性がわかるものということでの資料を追記しております。

私のほうからは以上です。

○山下課長補佐 それでは、続いて「藤沢市地球温暖化対策実行計画」のパブリックコメントの実施状況ということで、資料3の5ページからご説明を差し上げたいと思います。

こちらにつきましては、項目の分類としましては17ございました。ここでは計画の目

的や目標、また地球温暖化の将来予測や動向、あるいは温室効果ガス排出量に関することとか、各基本方針の取組など、さまざまなご意見を頂戴しております。

初めに、5ページの「計画全体」の意見内容の2つ目、本計画の位置づけに関するご意見でございます。本計画につきましては温対法に基づく計画であること、また、「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえつつ、目標設定や取組の検討などを行っていることを市の考えとしてお示しさせていただいております。

また、改定経過につきましては、本計画の資料編の74ページに掲載しております。

次に、上から2つ目の「計画改定の目的と特徴」です。こちらは「藤沢市気候非常事態宣言」の掲載に関するご意見でございます。先ほどのお話で少し触れておりましたが、本計画の資料編の69ページの先頭のところに、「藤沢市気候非常事態宣言」の全文を掲載することで、気候変動の危機的状況を共有してまいりたいと考えております。

6ページに移りまして、1つ目の「計画の目標」の意見内容の2つ目、2030年までの温室効果ガス排出量の削減目標の引き上げに関するご意見でございます。こちらにつきましては、全体として47件と多くのご意見がございました。削減目標につきましては、最終案としては46.4%の目標を掲げておりますけれども、削減目標にとどまることなく、より高みを目指して挑戦していくことを本計画の2ページの「計画の目標」に追記しております。

次に、一番下の「地球温暖化の将来予測」の意見内容の1つ目と2つ目、IPCCの報告書などに関するご意見でございます。

意見内容の1つ目につきましては、本計画の10ページのIPCCの報告書の説明文に、ご意見内容についての一文を記載しております。

意見内容の2つ目につきましては、本計画の10ページの「地球温暖化の将来予測」の「世界」の項目に、第6次報告書に関する内容と、15ページの「地球温暖化対策に関する動向」の「日本」の項目に、国の「第6次エネルギー基本計画」の内容につきまして追記をさせていただいております。

7ページに移りまして、1つ目の「地球温暖化対策に関する動向」で、温対法の引用に関するご意見でございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり「抑制」ではなく、「削減」となりますので、本計画の17ページの引用部分につきまして、「温室効果ガスの排出の量の削減等を行うために策定する計画」と修正しております。

8ページに移りまして、1つ目の「温室効果ガスの削減見込量の推計」の取組などに

関するご意見でございます。こちらにつきましては、削減見込み量として積み上げを行っている取組項目と、第5章「温室効果ガス削減に向けた取組」との関連性につきまして、本計画の資料編の75ページから78ページにかけて掲載をしてございます。

次に、3つ目の「温室効果ガス削減に向けた取組」の意見内容の下から3つ目、「ゼロカーボンアクション30」などの取組についての記載に関するご意見でございます。こちらにつきましては、この取組と同様の表現ではございませんけれども、第5章「温室効果ガス削減に向けた取組」の中で類似した取組を記載しております。取組内容として記載がなかった「宅配サービスをできるだけ一回で受け取る」ことについては、本計画の46ページに追記をさせていただいております。

10ページに移りまして、基本方針2の「エネルギーの地産地消」の意見内容の3つ目、再生可能エネルギーの導入量の目標引き上げに関するご意見でございます。こちらにつきましては、全体として35件と多くのご意見がございました。再生可能エネルギーの導入量の目標につきましては、これまでの実績、市の太陽光発電システムの補助件数の見直し、再生可能エネルギー導入の可能性などから、削減見込み量として設定をさせていただいております。

温室効果ガスの削減目標につきましては、削減目標にとどまることなく、より高みを目指して挑戦すると明記をさせていただいております。そのために目標達成の一端を担う再生可能エネルギーの導入につきましても、PPA事業など、新たな取組を行っていくことで、削減目標にとどまることなく、高みを目指して挑戦してまいりたいと考えているものでございます。

12ページに移りまして、基本方針2の「エネルギーの地産地消」の意見内容の一番下の再生可能エネルギー電気の切りかえに関するご意見でございます。こちらにつきましては、100%の再生可能エネルギーの電気となると、その量が限定されてしまうということで、選択の幅を狭めてしまうので、「再生可能エネルギーによる発電割合が高い」等の表現で、本計画の24ページから26ページ、また44ページに追加をしてございます。

以上でパブリックコメントの説明を終わらせていただきます。

○吉村主幹 私の方からご説明差し上げた10ページの上から4行目のIPCCの第6次評価報告書の内容で、「新しいシナリオを追加」という表現をしましたが、こういった文言を追加したということで訂正させていただきます。

また、説明を先送りしました31ページのマイナスの表記の部分と、今パブコメでも少

し触れました再エネの関係について、エヌエス環境株式会社のほうから説明をお願いします。

○委託業者（鈴木） エヌエス環境株式会社の鈴木のほうから「削減効果がマイナスとなる場合について」ということと、再生可能エネルギーの導入目標についてご説明させていただきます。

まず、計画の 31 ページ、32 ページにかかわってくる「削減効果がマイナスとなる場合について」、ご説明させていただきます。右肩に「参考資料」と振られている「削減効果がマイナスとなる場合について」という題名の資料をご覧ください。

本計画の 2030 年度の削減見込み量に関しましては、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」の資料を用いて、基準年度である 2013 年度から目標年度である 2030 年度までの削減見込み量より、2013 年度から 2018 年度までに既に削減している量を控除して求めている形となっております。

2030 年度における電気の温室効果ガス排出量の削減見込み量を算定する際には、2030 年度における低減後の電気の二酸化炭素排出係数である $0.250\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ を利用しているため、削減効果がマイナスとなる場合があります。この例について、実際に下の表に、仮定した数値を入れるとともに、以下、ご説明させていただきます。

例えば電力使用量を 2013 年度と比較しまして、2018 年度時点で 100kWh 削減しており、2013 年度と比較して、2030 年度時点で 150kWh 削減している場合に関しましては、表の一番上の「電力削減量」のところで、②が 2013 年度から 2018 年度までの電力削減量、③が 2013 年度から 2030 年度までの電力削減量を示しております。

また、「電力排出係数が 2018 年度時点で $0.468\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 、2030 年度時点で $0.250\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ であったとします」と書いています。こちらは表の 2 段目の「電力排出係数」について、②で 0.468、③で 0.250 と記載しております。

また、2018 年度時点における温室効果ガス排出量の削減量に関しましては、「2018 年度に削減した電力使用量 100kWh に、電力排出係数の $0.468\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ をかけることで、 46.8kg-CO_2 削減していると算定できます」。こちらは表の 3 段目の「温室効果ガス削減量」の②の一番下が 46.8 となっております。

続きまして、2030 年度時点における温室効果ガス排出量の削減量は、2013 年度と比較しまして 150kWh を削減しており、これに電力排出係数の $0.250\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ を掛けますと、 $37.5\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 削減していると算定できます。こちらに関しましては、表の一番

下の「温室効果ガス削減量」の③の一番下の値が 37.5 になっております。

こちらを 2013 年度と比較していきますと、表の一番上で、右端に「③－②」と記載しておりますが、2018 年度以降 2030 年度までに、電力量としてはさらに 50 kWh 削減している状態になっているのですが、実際には、2018 年度における温室効果ガス削減量 46.8 kg-CO₂/kWh よりも、2030 年度に関しましては 37.5 kg-CO₂/kWh となっているため、見かけ上、温室効果ガス削減量に関しては、マイナス 9.3 kg-CO₂/kWh となるような形で、電力排出係数が軽減することで、温室効果ガスの削減効果がマイナスとなる場合があるということです。

「削減効果がマイナスとなる場合について」の説明は以上で終了いたします。

続きまして、再生可能エネルギーの導入目標についてです。これにつきましては口頭にてご説明させていただきます。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の 33 ページの下の項目、「再生可能エネルギーの導入による削減見込量」についてご説明させていただきます。

計画では、「市の太陽光発電システムへの補助事業の継続的な実施及び効果の高い一定規模の施設等に対して太陽光発電システムの導入促進を図った場合について」ということで記載させていただいておりますが、まず、市の太陽光発電システムへの補助事業による導入見込み量の求め方についてご説明いたします。

これに関しましては、市の補助実績、過去の導入実績から、1 件当たりの過去の導入容量の平均を出します。今後の補助事業 1 件当たりの平均値を出しまして、それに今後の補助上限件数を掛けるというような形で算定を行っております。

続きまして、効果の高い一定規模の施設等への太陽光発電システムの導入促進による導入見込み量につきましては、一定規模以上の集合住宅や、工場、商業施設、医療施設、福祉施設、遊休農地について抽出を行いまして、その中で、電力の需要と供給のバランスがとれ、なおかつ、設備の導入に対する費用対効果が高い場所について、見込み量を算定しております。

また、選定した屋根及び場所につきましては、南側を向いている箇所割合でしたり、設備がどれぐらいを占めるかの面積について勘案して、導入できる容量、キロワットを算定しております。

この導入目標に関しましては、2030 年度までに、現在、2020 年度時点の導入容量の 2 倍程度の導入を行っていく目標となっております。また、環境省で再生可能エネルギー

情報システム「REPOS」として示されているものに関しては、こちらと比較しますと、約3割に当たるという状況になっております。

また、ポテンシャルだけを見ると、まだ導入可能ではないかというご意見もあるかと思うのですが、現状、導入目標として掲げているものに関しましては、今までの6倍のスピードで設備を導入していくという目標になっております。実際ポテンシャルではなくて、実現可能性を加味しまして、さらに現在の6倍のスピードで導入を行っていくという目標になっております。また、こういった取組を進めていくに当たりましては、PPA事業などの新たな再生可能エネルギーの導入なり、新たな先進事例などの情報を積極的に収集して、取組を広げていく必要があると考えております。

以上でご説明を終了いたします。

○橋詰会長 それでは、これで「藤沢市地球温暖化対策実行計画」関係のご説明を終わったということですので、これにつきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。

○長坂委員 今ご説明いただいた「削減効果がマイナスとなる場合について」というところでお伺いします。資料の31ページと33ページですが、先ほどのお話ですと、電力排出係数が小さくなるので、マイナスになるというふうに理解しました。そうすると、31ページでマイナスになっているところというのは、33ページの電力排出係数の低減による削減見込み量と両方の分がかかってくることにならないのですか。

また、この表を普通にパッと見て、削減率がマイナスになるということは、高効率照明を導入すると、どんどん増えていってしまうというふうにとられかねないのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委託業者(鈴木) まず初めに、31ページ、32ページの効果がマイナスとなる所と、33ページの排出係数の関係についてです。

まず、電力削減量を今回お出ししている資料の表で見ていただきたいのですが、実際、電力を150kWh削減したときに、排出係数が0.250だと、温室効果ガス削減量が37.5というご説明をさせていただいております。これが2018年度の0.468のままだった場合というのが、基本的には実際の電力の削減による温室効果ガス削減量という形で、現状からは出てくるかと思うのですが、0.468だった場合と0.250だった場合の差分が出てくると思います。こちらの差分に関しましては、33ページの電力の排出係数の低減側に含まれてくるというような形の算定になっております。

また、高効率照明を導入していくことで、温室効果ガスがどんどん増えていってしまうような見え方になるということですが、現状、LED照明とか高効率照明に関しては、直近年、2020年度までに補助金等がありまして、導入量がすごく進んだ取組でありますので、今後は緩やかに少しずつ進んでいくという取組になっております。

もしLED照明を入れなかった場合というのは、この削減効果が、表で言うと、100kWhのまま進むとなりますと、見込んでいたマイナス部分がちょっと大きくなる。よりマイナスになる。実際、LED照明を入れることで、電力消費量自体は削減されていきますので、実際は、しっかりと削減が進んでいくという形になっております。

○長坂委員 この表に示したもので何を言いたいのかというところにもなるかと思うのですが、今のお話であれば、高効率照明を導入したことによる削減効果をここに示すほうがいいのではないかと思ったのですが。

○委託業者（鈴木） 今回の現状の2018年度の排出量に関しましては、2018年度段階で既に削減している量ということにもう含まれている形になるのですが、その中では、0.468の係数を掛けて、既に実績として算定しております。それが、今は係数が高いので、多めに引いている形になるのですけれども、2030年度に関しましては、係数が低くなってしまいますので、温室効果ガスの削減としては、効果が減ってしまうという部分があります。

今回、第4章で説明させていただいているのは、2018年度までの現状がありまして、その2019年度から2030年度までにどういった効果が見込めるかという部分になってきます。2018年度時点では、0.468の高い係数を用いて電力の削減効果を算定しておりますので、今度、2030年度にそれを置きかえた場合には、どうしても電力の係数が高い状態を見込んでいた部分が、効果が減ってしまうことになるため、マイナスという表記をさせていただいております。

○橋詰会長 非常にわかりにくい部分でして、追加でご説明された別紙の表ですが、③の2013年度から2030年度の電力削減量が150です。仮にこれが200だとすると、それを掛け合わせると、②「2013～2018年度」の「温室効果ガス削減量」の46.8を上回る格好になるのですね。

結局、電力削減量と電力排出係数の掛け合わせのところがミソで、電力排出係数がどんどん小さくなっていくので、言ってみれば、電力排出係数が高い時期に削減したほうが、効果が高く見えてしまう。そういう数字のマジックが出てしまう。こういう算定式で

やれという指示ですので、やむを得ないことなのかな。私もここは随分考えさせられました。ですので、おっしゃるとおり、導入効果と考えると、電力削減量のほうをよく見ないと、誤解されかねないということだろうと思います。ここは仕組みとしてやむを得ないことなのかというふうに私自身は考えております。

○田中委員 パブリックコメントへの対応のところの確認とご提案です。パブリックコメントのほうの13ページの真ん中の「計画の推進体制と進行管理」の3つ目に、無関心層へのきっかけづくりということでご意見をいただいているものに対して、さまざま取り組んでいきますということが書いてあります。

藤沢市は転入者がすごく増えているということで、新しく住民になれる方々に、そのタイミングで、藤沢市は気候非常事態宣言を出している市だということを、「藤沢市へようこそ」ということとあわせてお伝えしたり、本市で取り組んでいるいろいろな施策、藤沢市に来たら、こういうことだということを発信する。そういうことをもうされているのかもしれないのですけれども、されているようでしたら、そういったこともされて、新しく住民になれる方にも働きかけているというのをちょっと添えていただいたり、これからされるようであれば、そういうことも触れていただければと思いました。

○吉村主幹 啓発の仕方ということだと思うのです。「市の考え方」に記載があるのは、市民、事業者の方にアンケート調査を行って、こういった環境に関する情報がどういう形で入ってくるのかという結果を踏まえて回答にしておりますが、今、田中委員がおっしゃるように、具体的には転入された方に対して、なかなか手続でその段階でどうできるかというのがありますけれども、今の気候変動の状況を知ってもらったり、どういった取組によって皆さんやっていけるか。そういった周知啓発については、これまでやってきているさまざまな課題等も含めて、今後検討して、重要なものとして考えておりますので、進めてまいりたいと思います。

○杉下委員 記載方法について2点だけ。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の14ページですが、上から「日本」、「1999年（平成11年）4月『地球温暖化対策の推進に関する法律』施行」とあって、一番下に「2022年（令和4年）4月『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』施行」とあります。隣のページに行くと、2021年になっているかと思うのです。表記が時系列で、2020年、2022年、また2021年と前後しているかと思うのです。上を見ると、この施行は令和3年11月2日に閣議決定されているので、もし閣議決定というのがあるとしても、

ちょっと順番が違うのかなと思います。この辺は時系列に合わせて記載していただいたほうが見やすいかなという意見です。

もう1点が、75ページから78ページの「温室効果ガスの削減見込量と取組の関連性」のところですが、全体的に字が小さ過ぎるかなと思います。用語が多いので、全部大きくしなくてもいいのですが、79ページ以降の「用語集」のほうはフォントが少し小さい。せめてそれくらいに合わせてあげないと、私も最近、老眼で、小さい字が見えにくいので、そこら辺ご配慮いただけるとありがたいと思います。

以上、2点でございます。

○吉村主幹 記載の仕方のご指摘の点について検討して、変えられるようであれば工夫していきたいと思います。

○橋詰会長 75ページのフォントはぜひ大きくしてください。私もつらいです。お願いします。

○藤法委員 私からは、二酸化炭素排出量の算定方法についてお伺いします。

24ページの右下のグラフに「製造業のエネルギー別二酸化炭素排出割合」があるのですが、以前のパブリックコメントのときの素案と大きく数字が変わっていると思うのです。その部分はどうしてそうなったのか聞きたいです。

あと、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」でこの算定方法を決めていると思うのですが、この按分方法がカテゴリーA、B、C、D、E、5つあって、現状、藤沢市の算定は、カテゴリーの何でやっているのかなということが気になっています。もしこの算定が実測値に沿っていない場合は、事業者や市民が頑張っただけで削減をしたとしても、その実態がちゃんと計算できていない限り、その変化が見られなくなってしまうのではないかなと思っています。

石炭はCO₂をすごく出すと思うので、事業者が頑張っただけで削減しても、他の市の石炭のCO₂が含まれてしまっていると、効果が出てないということになってしまうと思うのです。市としては、その削減を測定して、このぐらい削減できていますよというふうに表示ということをしていかなければいけないと思うのですが、その際に、ちゃんと実測に沿っていたほうが、事業者や市民の方も協力してくださると思うのです。その算定方法について、私は前から言っていると思うのですが、すごく気になっています。そこについて、すみませんが、もう一度ご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○橋詰会長 その点につきましては、多分他の委員の方々も、私と同じような方がいらっ

しゃるかと思うのですが、市民の方からいろいろとご意見書を頂戴しておりまして、その中でも触れられているところだろうと思います。若干専門的になりますが、この際、わかりやすいご説明をよろしく願います。

○吉村主幹 今、会長がおっしゃるように、ご意見をいただいております、藤法委員がおっしゃるように、幾つかのカテゴリーの方法がございますので、資料を使いながら、エヌエス環境株式会社のほうから説明をお願いしたいと思います。

○委託業者（鈴木） 算定方法について、画面共有していただいておりますのでご説明させていただきます。

ご質問が2点ありまして、1点目が、前回出していたエネルギー使用量とCO₂の削減で、石炭の割合が違うのではないかとこの部分がありました。そのご説明は口頭になります。

前は投入しているエネルギー量を算出していた部分と、今回はそれにさらに係数を掛けるという部分がありましたので、そこがエネルギーの使用量、投入量なのか、二酸化炭素の排出量なのかというところで、係数を掛ける前と後かという部分で若干の差があります。

○委託業者（鈴木） 続きまして、2点目の算定手法についてです。産業部門の製造業における温室効果ガスの算定手法についてということで、ご説明させていただきます。

まず、表1「産業部門（製造業）における現況推計手法一覧」です。国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の算定手法で示されている製造業の算定手法のカテゴリー一覧を出させていただきます。

本計画の算定手法では、カテゴリーA「統計資料における都道府県別エネルギー消費統計」を用いて、カテゴリーB「業種別按分法」を使用しており、カテゴリーAとカテゴリーBを組み合わせるといったような形で行っております。これは環境省のヘルプデスクに確認済みの手法となっております。また、算定している詳細については、次ページ以降でご説明させていただきます。

その他、カテゴリーC、カテゴリーDがあるのですが、今回こちらを採用していない理由について、ご説明させていただきます。

まず、カテゴリーC「都道府県別按分法（実績値活用）」と、カテゴリーD「全国業種別按分法（実績値活用）」の2つに関しましては、それぞれAとBのうち、例えば電力とか都市ガスとか、実績値を入手できるものがあれば、そちらに置きかえて、一部は実績値

を活用して算定していくという方法になっております。

これは電力の自由化等に伴いまして、電力事業者等から毎年度その実績がとれないというような状況が全国的に見受けられます。今後、継続的にその実績値を把握していくことができない状況にあります。そういった理由がありまして、それぞれカテゴリーC「都道府県別按分法（実績値活用）」とカテゴリーD「全国業種別按分法（実績値活用）」については採用してないという状況になっております。

また、カテゴリーDに関しましては、下のほうに「事業者排出量積上法」というのがあります。特定事業者排出量ということで、大規模な事業者に関しましては、国の温対法の中で、算定報告公表制度というものがございまして、大規模事業者の排出量に関しては公表がされております。それと、別の中小企業に関しては、別途統計で求めていくというような方法になっております。

ただ、特定事業者排出量の国の制度における公表につきましては、他の統計資料より1年遅れて出る形になりますので、例えば現在の「藤沢市地球温暖化対策実行計画」では、2018年度までの排出量がわかっている形になるのですけれども、この方法ですと、2017年度までの排出量しか算定できないという形になっておりますので、より直近年度を算定できる方法を使用していきたいという観点から、これは採用してないという状態になっております。

〔スライド「産業部門（製造業）の算定手法の採用理由について」〕

ここから先ほどのカテゴリーAとカテゴリーBの方法についてご説明させていただきます。

まず、カテゴリーAの算定手法がどういうものかといいますと、「都道府県別エネルギー消費統計」というのは、神奈川県値を用いて、製造業全体の製造品出荷額で按分していくという形です。神奈川県値を用いて製造業を全部まとめて算定していくという方法になっております。

この方法は、実際の地域状況を反映した神奈川県値から算定することが可能であるという部分がメリットです。ただ、製造業を一括で算定していますので、業種ごとに特性が反映されないというデメリットがございまして。

また、カテゴリーBの算定手法につきましては、「総合エネルギー統計（全国値）」、こちらは全国値を用いて製造業の業種別に製造品出荷額で按分を行っていくという方法になっております。このメリットに関しましては、先ほどのカテゴリーAとは別に、業

種別に算定しているということから、業種ごとの特徴が反映された算定方法となる。ただ、全国値からの按分で算定していくことになるので、どうしても地域の状況が大きくは反映されない状態になってしまうというデメリットがございます。今回、本計画の算定手法としましては、カテゴリーAとカテゴリーBのメリットの部分を掛け合わせた手法を用いて算定を行っております。

〔スライド「神奈川及び藤沢市の製造品出荷額の割合」〕

今回こういった形で掛け合わせているかといいますと、カテゴリーAの地域の状況を反映した都道府県別エネルギー消費統計を用いて、神奈川県の数を使って算定しています。また、カテゴリーBの業種別に按分するというので、製造業の業種別の特性を反映させていくという方法を採用しております。

先ほどの業種別に按分し、算定することの効果についてですが、例えば表にお示ししている化学工業に関しましては、藤沢市内で製造品出荷額が少ない業種になっております。これに関して、藤沢市の化学工業は、県の化学工業に対して0.30%しか占めてないという形なのですが、これを製造業全体の値で按分してしまうと、藤沢市の製造業全体に関しましては、県の製造業全体のうち、8.16%を占める形になっていきますので、化学工業に関しても8.16%を掛けるというような算定になってしまう。そういったことがありますので、それぞれ県の地域の特性を反映した県の値を用いて、なおかつ、業種別に可能な限り算定していくという方法で算定をさせていただいている。こういった形で、可能な限り藤沢市の実態に近いような形の算定を行いたいという方法で、マニュアルに基づいて行っている状態になっております。

〔スライド「藤沢市における石炭の利用の検討について」〕

先ほどのご意見に関しての石炭の利用についてです。石炭の利用については、他の自治体においてもそれを抜いたりしてするケースがございますので、弊社のほうでも、実際に石炭の利用についての検討も行っております。

まず、今回、県の値を使っているのので、県ではこういったところで石炭が出ているかということについてであります。総合エネルギー統計を見ますと、県における石炭の利用は、主に鉄鋼業の高炉銑鉄がある。その他には、窯業、土石製品製造のセメント、板ガラス、石灰製造業、もしくは化学工業、こういったところで石炭が使用されているという形になっています。

石炭を抜いていく場合ですけれども、実際に藤沢市内に石炭の利用がない、もしくは

そういった事業者がないことを確認して、その根拠を調べて抜いていくという形になっております。実際、環境省のほうにも問い合わせまして、根拠があれば、問題なく抜いていいということなんですけれども、根拠が不十分である場合には、ちょっと難しいのではないかというご回答をいただいておりますので、実際検討としましては、藤沢市にこの業種等がないのかどうかという部分について、資料収集等を行っていくという形になっております。

まず、藤沢市では、高炉銑鉄等の業種細分類と言われる部分ですが、こちらの資料を有していないという段階であります。細分類になっていると、市ではこういった情報を有していない状況ですので、ここではどうしても市域におけるこの業種の有無というのが確認されていないという状況にあります。

また、今回按分に使っている製造品出荷額を参照している工業統計についても、業種が記載されているのですけれども、こちらにも藤沢市における業種細分類についての情報が記載されていない。その他、こういった統計を取り扱っている大もとで、国の統計を取り扱っている独立行政法人統計センターに、藤沢市における高炉銑鉄の有無等については資料請求を行っているところですが、実際に独立行政法人統計センターで提供が可能なものになりますと、各自治体での統計資料の作成とか、学校や研究機関等での研究には使える形になるのですけれども、今回の温室効果ガス排出の算定への使用がその対象となっております。実際、現状としては、資料が入手できてないという状況で、こういったところは制度等に課題があるのかなと考えております。

実際に藤沢市域におけるこういった石炭を利用している業種、もしくは石炭利用について、根拠資料を調べてみたのですけれども、実際の決め手となる確固たる証拠というものをもっとそろえることができませんでした。実際には石炭を抜けない状態になっており、国の按分方法を用いて算定を行っているという形をとっております。

〔スライド「石炭からの温室効果ガス排出量における影響について」〕

実際、石炭の排出量が残っていると、どういった影響があるかということでお示しさせていただきます。まず、基準年度と現状年度における石炭の有無についてです。2013年度、基準年における温室効果ガス排出量と、現状年、2018年における温室効果ガス排出量から石炭を除外した場合の排出量との比較を行っております。そうしますと、本計画の温室効果ガス排出量に関しましては、2018年度、現状年度で、2013年度の削減率が15.3%、また、石炭の温室効果ガスを除外した場合は16.9%になっておりまして、

差としては1.6%と、さほど大きくない差となっております。

〔スライド「目標年度における温室効果ガス排出量の石炭の有無による比較」〕

今回は、目標年度における温室効果ガス排出量の石炭の有無による比較を行っております。本計画では、2030年度、石炭の目標排出量は46.4%の削減となっておりますが、石炭を抜いた場合は50.7%で、石炭を除外した場合が4.3%高い結果となっております。ここでは石炭を抜いた場合に46.4%を下回るとか、新たな取組が必要になってくるという状況ではなく、現状見ているほうが、より厳しい状態での温室効果ガスの削減を進めていくというような結果となっております。

以上のように、基本的には国のマニュアルに沿って算定を進めておりまして、実際、石炭についても可能な限り抜くことで努力をしまして、資料等も調べてみたのですが、決め手となる資料が収集できてないというところで、石炭を含めた按分の方法を行っているというのが現状です。

以上でご説明を終了いたします。

○橋詰会長 市のほうから何か補足はございますか。——よろしいですか。

では、今のご説明につきまして、藤法委員あるいは他の方々、いかがでございましょうか。

○藤法委員 私自体がこの算定手法についてそれほど詳しいわけではないので、間違っているかもしれないのですが、このマニュアルには、この按分の手法であるカテゴリーAを使用する区域は、「中核市未満の市町村における標準的手法と位置付けます」と書いてあります。藤沢は、42万人の人が住んでいる都市なので、もっと具体的なカテゴリーBとかでもできるのではないかなと思っております。実績値を公開している大規模排出事業者が、40事業者ぐらいあつたりするので、その値を使ってやることは検討されたりしたのでしょうか。

○委託業者(鈴木) 今回使わせていただいているのは、カテゴリーAの標準的な手法と、さらにカテゴリーBの業種按分法という形で、2種類を組み合わせているものです。業種別に見ることで、より分析した方法という形にはなっております。

もう一点、事業者積み上げ法のお話があったのですが、先ほど説明させていただいたように、他の統計資料より1年遅いという部分もあるので、より直近年度を把握するという部分で難しい。また、これを使用する際に、事業所排出量積み上げ制度で報告されている業種に関しましては、主な業種という形で記載されているものとなっております。

これを用いて算定していきますと、藤沢市で少ない業種に関しては、一部、マイナスの温室効果ガス排出量が出る場合があります。そういった可能性がありますので、これについては使用していない。

また、これを用いていく場合に、さらに中小企業の方で別途算定を進めていくのですけれども、どうしてもかなりの手間になるということがございます。そういったところも踏まえて、今後把握していく上で、これを採用してないという形になっております。

○藤法委員 私としては、素人目線で見ると、これがいいのか悪いのか判断しかねるので、専門的なことがわかっていらっしゃる方に一度聞いてみたいという思いはあります。そういうことをお伝えさせていただきます。

○橋詰会長 事務局にお聞きしたいのですが、いろいろな意見、ご要望もいただいております。事務局のほうでも、その辺いろいろと当たってくださっていると理解しているのですが、その辺の経過もご説明いただけますでしょうか。

○吉村主幹 パブコメの資料の1ページにもそういったご意見がございます。専門家からということですが、前回もこのようなお話があったと思います。まず、この審議会の中で、橋詰会長を初め、塚原委員等、こういった算定も含めて環境の施策に精通されている方、また、前審議会委員にも環境省の方がいらっしゃいましたので、そういった方のご意見、さらに、地域の専門家の方のご意見等も、反対というか、別の手法でのご意見はいただいておりますが、そういった方にも伺っています。

また、専門家ということ言えば、今説明いただいていたエヌエス環境株式会社も、他の多くの自治体の計画を手がけて、各地方での情報とか、そういったものも持ち得ている業者さんでありますので、そういった意味で、専門家という部分では、しかるべきところに伺っているという状況でございます。

○塚原委員 今のところに関して、私のできる限りの見解というか、考えを言いたいと思います。

まず、難しいですね。カテゴリーAとカテゴリーBを組み合わせるとはどのようなことなのかと思われると思うのですが、間違っていたら、エヌエス環境株式会社に訂正していただきたいのですけれども、私の理解としては、神奈川県のカテゴリーAで分類をそのまま投影してしまうと、川崎とかにある重工業の炭素をたくさん使ってCO₂を出しているという比率がそのまま藤沢市に反映されてしまうので、これはさすがに不適切だということで、今年度入ってからの一番初めの審議会でも、数字が前とかなり変わります。

したよねという議論をしたと思います。製造業のところはかなり小さくなっていてと認識しています。

さらに、カテゴリーAとカテゴリーBを組み合わせるといのは、いろいろなオプションがあるわけですが、カテゴリーDを使うといのは、いろいろな業種がある中で、県の数字を使って、どれだけのものを生産するのに、どれだけのCO₂が出るのか、いわゆる原単位のようなもの、単位当たりのCO₂排出量を使って、市内にはどれだけの工業があるので、市の工業出荷額とかに掛けて、市に反映してきているということによろしいですよ。

詳しく言うと、では、県にある例えば鉄鋼業の中に、どういうことをしている鉄鋼業があるのかということとをさらに藤沢市に反映しない限り、これは解決しないですよ。なので、それを見るためには、例えば市内の鉄鋼業は、工業統計を見ると、ちょっとあるのです。ゼロではないのですよ。何をやっているのですかということ聞かないとわからないところで、今議論になっているという認識をしています。ですので、確かに神奈川県のように、高炉とかがあって、石炭をたくさん入れて、CO₂を出しているという実態が藤沢市にあるのかないのかという議論に今なっているということだと思います。

カテゴリーがいろいろある中で、こういう算定手法なのですが、そもそも各市で積み上げ型で、カテゴリーDのようにシラミ潰しに聞いてくださいといのは、手間はかなりのかかるのです。確かに法律でたくさん出しているところは報告しなさいよという制度にはなっているのですが、それ以外の部分があるので、それをどうやって計算するのかといると、これはかなりの手間がかかると思います。国もそういう認識をしておりますので、市の行政コストをここにそれだけ投入していただくべきかどうかというのは議論があるところだと思うのです。

一方で、エヌエス環境株式会社は、私の目から見ると、中核市ではないけれども、人口が多いというこの規模の藤沢市において、かなり頑張って実態に近づける努力をしてこられていると思うのです。この先できることがあるとすると、鉄鋼業の中で、どういうことをしているのかということ、今回に関しては、途中までしか行けてないのですけれども、できる部分があるのであれば、さらに調べていく努力を続けていただくというところかなと思います。それをすれば、必ずしもカテゴリーDで頑張らなくても、実態により近づける可能性があると思っています。

加えまして、そもそもこういった算定方法は、本当に実態にピタッと合うというものを市町村のレベルでつくってくださいというのはどうしても難しいと思います。カテゴリーDを採用している自治体においても、アンケートとか調査的な手法をとって推計をしているというところがありますが、そうしたことや研究的な取組なども必要ですので、それはそれで簡単ではないと思っています。

ですので、これはあくまで目安とするべきものという認識で、国としては計算していただいているところです。むしろ市が責任を持って取り組める活動とか、市や市内の事業者とか、市民と一緒に活動していく成果、直接把握できるような指標をより重視することが1つです。

あとは、これを目安として、どういう取組をしていくか。ゼロカーボンに向けて、息の長い取組をしていくことを、他の市町村も含めて、いろいろなところの優良事例を積極的に取り入れたりしながら、減らしていくというところの議論と活動に熱量を割っていくほうが、より効果的ではないかと思っています。

○橋詰会長 他の方々も含めて、いかがでございましょうか。非常に重要な点ではございます。

○青木委員 皆様のご説明とかご努力で、かなり難しい話が何となく腑に落ちるところになってきました。そもそも目に見えない温室効果ガスを、藤沢市だけでどうやってはかるのかというのは、難しいのはわかっているのですが、1つ、銑鉄のところ、有無が記載されていない。もしくは記載されていない。あれは銑鉄業があれば、記載されているのですか。それとも、2つ目のマルポチの藤沢市における高炉銑鉄について、資料を有していない。藤沢市における情報は記載されていないというのは、あると載っているというわけではないということなんですか。

○委託業者（鈴木） 石炭の利用が多分ないであろうというのはあるのですが、実際には高炉銑鉄というのが、業種で言うと、細分類というものになっています。基本的に市町村でこういった業種というのは、中分類までしか示されていないものになっています。例えば先ほどの鉄鋼業という部分が中分類になるのですが、その中のさらに細かい業種というのが現在把握できないという部分になっています。

実際、藤沢市は例えば鉄鋼業に関しても、ある程度事業数があって、工業製造品出荷額も、神奈川県全体に対して5%ぐらい占めている形になっています。どうしても無視できない部分でありますので、石炭がないと思ってはいるのですが、実際に抜け

るかどうかの根拠値となる確固たる指標が今現在ないというところです。

○青木委員 なるほど。不存在の証明がしにくいということなんですね。

○委託業者（鈴木） そうですね。

○吉田委員 辻堂に居住の吉田です。私の住んでいる辻堂の駅前に、10年ちょっと前に関東特殊製鋼という製鉄会社があり、そこでは恐らく石炭を使ってCO₂が多く排出されていたのではないかと。今は大きな商業施設になってしまいましたので、出してないと思います。

ちょっと気になっているのですが、大自動車メーカーさんで、ヨーロッパは環境規制が厳しいので、そちらに合わせて電気自動車にシフトするような発表が、ここ数日のところでありました。大きな火力発電所も1つ稼働し始めたということも聞いています。どちらにしろ、電気自動車になると、電力が必要です。藤沢市も、以前は公用車も電気自動車にしていこうというような形でかなり進めていたのですが、最近はそうでもなく、1センターに1台ぐらい使っているようです。

そうした中で、これから火力発電で石炭をどんどん使っていくと、先ほど業者さんの説明の中であったように、指標もどんどん上がってくるのではないかと考えているのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○委託業者（鈴木） 火力発電のところの石炭に関しましては、電力の排出係数のところに入ってくる電力供給側の取組のほうに含まれてくるものになります。これに関しましては、10月22日に閣議決定されました「第6次エネルギー基本計画」では、基本的には火力発電の割合を下げていくという方向性があります。再生可能エネルギーについては、大体36%から38%増やすという形です。発電に関しましても、今回COP26では、日本としては少し消極的な発言にはなっていたかと思うのですが、「第6次エネルギー基本計画」のほうでいきますと、今後、再生可能エネルギーの割合を高めて、火力発電等については減らしていくというような方向にはなっております。

○藤法委員 何度もすみません。私は農地のソーラーパネルの設置をすごく進めていってほしいと思っています。もしかしたら、それは今回の再エネの導入割合のところに含まれているのかなと思ったのですが、そういう農地に対するソーラーシェアリングを進めていくために、市がすごく取組をしてくださったら、より一層市民を含めた地産地消の再エネ導入ができるかなと思ったことをお伝えしたいです。

あと、パブリックコメントの記載についてです。これはすごくまとめてくださって

なのですが、例えば意見の多かったものは「2030年までの温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げてもらいたい。(他46件)」というふうにまとめられているのですが、詳細な意見みたいなものを開示される予定はあるのでしょうか。それとも、もうこれが最終の形態になるのでしょうか。

○吉村主幹 1つ目の農地の関係です。これについても今、国のほうで法律の改正もされてきております。藤沢市は荒廃農地も大分増えてきておりますけれども、こういったパネルを置けるレベルの広さなのかとか、農地転用していくといった課題もありますので、そういったことを情報収集しながら、やっていけるかどうかの検討もしていきたいと思っています。

もう一つのパブリックコメントの関係につきましては、今回この計画案に対してどういうふうに反映していくか。「市の考え方(案)」とあるのは、全体がまだ案の状況ですので、基本的にはこれをベースとして、再度公表するのは、一応3月を予定しています。それまでの段階で、細かい部分については精査していきたいと思っています。

○森外委員 小さいことですが、10ページのIPCCについての囲みのところですが、真ん中辺の「地球温暖化を1.5℃に抑制することは」という文が、読んでいて日本語が不自然かなと思いました。「気温上昇を1.5℃に抑制する」としたほうがすんなり入るような気がします。次の行も「地球温暖化を1.5℃に抑制する」と書いてあるので、その2カ所を「気温の上昇」に変えたほうが自然かとは思いますが。

もう一点は、私の希望ですが、45ページの「行政」の「エネルギーの地産地消の推進」です。今、藤沢市のいろいろな施設の建てかえが順次されているところですが、もちろん太陽光もあります。発電量のグラフの数値が壁にかかっているのを見た方も多いと思いますけれども、新しく建てかえる際には、そういったものは目に入りやすい位置に掲示をしていただければと思います。

8月の上旬に辻堂市民センターがオープンしたのですが、太陽光発電の数値の表示がどこにあるかわからなくて、センターの職員に聞いたのです。そうしたら、駐車場から入ってくる入り口の通路にありまして、車を利用した人でないと目に入らないような位置でした。

私は以前、明治地区にいたときがあって、明治センターでは、皆さんがいる待合室のようなところにその数値が大きくあって、自然に目に入る。市の施設は、子どもから高齢者まで、いろいろな年代の方がいらっしゃいますので、啓発という意味も含めて、また環

境教育の一環としても、見えるところ、見やすいところで、そういった再生可能エネルギーについてこれだけ頑張っているということを訴えていけば、喫緊の課題である温暖化防止も、皆さん、市民意識の向上からまた進めていかれるのではないかと。これは表示を見やすい場所にとという私の希望であります。

以上、2点になります。

○吉村主幹 まず、10ページのIPCCの特別報告書の記載ですが、確かに日本語的にはというのがあるのですけれども、これは引用しているのかな。文中のをそのまま引用していると、変えられるかというのはあるのですが、そこは確認したいと思います。

それから、公共施設に太陽光等を導入している部分についての掲示の仕方というところ。先ほど田中委員からお話がありましたように、啓発というのは、そういった意味で、すごく重要だと思っています。個別の施設については、設置場所の施設の状態がありますので、そういったことがなかなかかなわないこともありますけれども、本庁舎で言えば、9階に「2050年ゼロカーボン」など、ああいった形で、できるだけ皆さんの目に入るような形での工夫は、今後配慮しながらやっていきたいと思っています。

○山森副会長 話がもとに戻ってしまうのですが、カテゴリーA、B、C、Dの話です。カテゴリーC、Dが実際上困難だということについては、ご説明でわかりました。ただ、他方において、カテゴリーA、Bに関してのご説明を聞いていて思いますのは、たまたま資料がないから、その按分比例に従わざるを得ない。そういうふうな形での、いわば本当に消去法的な算定の仕方というのは果たしていかなものかなと思います。炭素のことについて、その後の市の施策についても影響していくわけですから、その点のことについて、もう少し詰めた議論が必要ではないかなと思いました。

○橋詰会長 非常に重要なご指摘だと思います。事務局あるいはエヌエス環境株式会社、いかがでしょうか。

○委託業者（鈴木） 資料のあるなしという部分もあるのですが、どうしても今後の継続性とか、各過年度のデータ情報というものもありまして、消去法というところではあるのですが、基本的には全ての算定方法について検討させていただきまして、その中で、実施可能で、なおかつ、より実態に近い値を出せるようなものとしていますので、いいところからどんどん減っていくというのではなくて、例えば今回ですと、カテゴリーAそのままではなく、カテゴリーBそのままという形でもなく、AとBを組み合

わせるという形で、実際にある情報の中で、なおかつ、より実態に近いものということで算定を行わせていただいております。

○山森副会長 そういたしますと、今のご説明でいきますと、例えば藤沢市の石炭使用量は、本当に36.8%だというふうにお考えなんでしょうか。

○委託業者（鈴木） こちらに関しましては、先ほどもあったのですが、石炭は多分ないだろうという形にはなっているのですけれども、それを証明するための根拠資料がないというところです。そちらは環境省にもお問い合わせをさせていただいて、根拠がない場合には、どうしても抜くのは難しいだろうという回答は受けていますので、こちらは多分ないだろうと思って探してはいるのですけれども、実際こちらに関しては、どうしても根拠資料がないというところで抜けていません。

○山森副会長 そういう算出の仕方というのはやはり少し不自然だと思います。他に選出方法がないから、そうせざるを得ないというのは、私にはよくわかりません。意見として申し上げます。

○橋詰会長 この件についてのご意見、あるいは他の件でも構いませんが、いかがでしょうか。他の方々はご意見がないのかもわかりませんが。

もしこれで意見がないとなると、本日冒頭申し上げました、ないしは当初からこの計画改定のスケジュールにあるのですが、表現はとにかくとして、今回で内容的な固めはしてしまいたいということでやっております。そうすると、この段階で、これでいいかと言われると、なかなかどうかというふうを感じる人も多分いらっしゃるのかもしれないと思いながら申し上げます。

あまり会長の意見を言うのはいいかわかりませんが、算定方法のところのお話は、私の理解から申し上げますと、いろいろなご提案をされています。専門家の方々もそうですし、私も意見書をいただいたり、皆さんもいただいている方がいらっしゃるかと思います。先ほども事務局に申し上げましたが、事務局ではそういう方々とも会っています。会って意見交換されています。それで食い違っています。

今、副会長もおっしゃいましたが、この算定方法は、今、国が決めている算定方法にも不十分なところがございます。それから、ご提案されているところにも、エヌエス環境株式会社もおっしゃっていますが、そこにもやはり不十分なところはあります。そういう中で、何をとりうかという選択の話になっていると思います。

ポイントは、私が思っていますのは、前回か前々回に申し上げましたが、この場は何

をすべきかというところが一番大事です。先ほどのスライドで、石炭を抜いた場合と抜かない場合の両方を比較した数字がありましたね。

〔スライド〕

ここがポイントだと思っています。どちらも不十分な推計方法だ、十分ではないところのある推計方法のときに、それによって何がどう違うのか。これは削減率で見たときに、こういう差が出てくる。あるいはこの前のページで、削減量で見たときに、これも若干の差異が出てくる。仮に石炭がないとして計算し直すと、削減率が上がる数字になってしまう。この差を比べると、差は幾らも変わらないというのが第1点。

〔スライド〕

それから、削減率で見たときには、市が提案している方法でいったほうが、削減率が低くなる。ご提案の方法を使うと、削減率は高くなるので、ある意味で、見ばえがいいといえ、見ばえはいいのですが、そうなったときに、実際に何をやっているか。やろうとしていることは、特別違うわけでもないわけです。それをやった結果として、何%下げられそうだという数字の評価として、46%ですよと言うのか、50%ですよと言うのか、こういう見方にもなるわけです。

そういう政策的な意味合いを考えると、現行、今、提案されているもののほうが、むしろ危険側というか安全側というか、控えめというか、そういう立場をとっているように私には見えるのです。

そういうことを考えたときに、算定方法については、まだまだ改善の余地があるのは間違いないと思います。そういう意味では、不十分だと言わざるを得ないと思います。ただ、それは藤沢市の問題とは言い切れなくて、国の問題でもある。そういう意味では、ご意見をくださっている方々にも、ぜひ国のほうにもそういうお話をさせていただきたいし、藤沢市としてもそういう要望なりをしていく必要はあるだろうとは思いますが、そういう前提の中で、我々審議会としては、あるいは藤沢市としては、何らかの結論を出さないといけない。そのあたりの判断を迫られていると考えております。

あまり誘導的なことを言いたくないのですが、私見を交えて、皆様のご理解の参考になればということで申し上げました。これも含めまして、皆様からのご意見を頂戴できれば幸いです。

○青木委員　ボヤッとしたのがだんだんと見えてきたのですが、例えば不存在の証明がされていないのに石炭を抜くことをしたら、多分全国的な調査というか、こういった推計

をしている中で、藤沢市だけが特異なことをしてしまうということになるわけですね。要は、今の論理のポイントの1つとして、環境省のマニュアルとか、他市町村、他の自治体がやっているもののほうがルールだとすると、藤沢市だけがそこを逸脱する推計値を持ち込んでしまうということになるわけですかね。

○委託業者（鈴木） 現状としてはマニュアルに沿っていますが、今回石炭を抜くに関しては、環境省のマニュアル等を出しているヘルプデスクに確認しまして、根拠資料をもって抜くのは問題がない。ただ、根拠資料がない場合には、抜くことは難しいですというご回答を受けております。

また、他の市町村さんでも、例えば弊社でやらせていただいておりますが、そもそも県が石炭を抜いているというところで、自治体から県に問い合わせさせていただいて、どういった経緯で自治体さんの算定から石炭を抜いているのかを確認していただきました。

あと、地方の自治体さんですと、全ての業種に実際全部に問い合わせる。藤沢市さんは事業者数がそう多くないので、全ての事業者に問い合わせ、過去、現在、これからの石炭の使用量について確認等行っておりまして、抜いた場合もございます。そういった形で、根拠が示せる場合については抜いている。こちら環境省の言うとおりの根拠がある場合ということで抜かせていただいている。ただ、現状では、根拠となる資料が不十分というところで、石炭を除外できておりません。

○山森副会長 ありがとうございます。会長の私見もありがとうございます。それはそれで了解いたしました。

ただ、一般市民から見ると、これはいかなものなのかというふうな理解もあろうかと思っておりますので、この算出の根拠については、ある程度説明が必要だと思っております。それを注記する必要があると思っております。

○塚原委員 こういった議論をすること自体はとても大事なことだと思っております。今、橋詰会長がご説明されたとおり、排出量について、もし見直した結果として、排出量は減ってしまうということなので、削減目標も減るということになる。これが逆で、ここを看過してしまった場合に、藤沢市は大変頑張らなければいけないところを、頑張らなくていい計画をつくってしまう。そういうことであれば大問題だと思うのですが、今のところ、そういうことにはなっていないと思っております。

一方で、やはり実態に合っていないのは気持ち悪いというのはもちろんそうですし、これから目標を立てていく上では、なるべく実態に即したほうがいいとは思っておりますので、

今、副会長がおっしゃいましたとおり、この点は、課題としてこの計画の中に記しておくということがよろしいのではないかと思います。

もう一点、製鉄業界もカーボンニュートラルを目指してやっていきますという宣言を、業界としてもしていますので、そちらのほうでも、何らか情報整理などをしていくのではないかと思います。そういったさまざまな情報ソースにこれからも当たっていくということを含んで、課題として次につなげていけばよいのではないかと私としては思っております。

○杉下委員 私も大学で統計学をやっていたので、その視点から発言させていただくと、やはりこういうことはベストなものをつくるのがなかなか難しいのです。温暖化計画のほうでも、市民アンケートといっても、母体が2,000だったら、それがいいのか。いや、43万、44万なのだから、もっと3,000にしたほうがいいのではないかとといえば、理想論なんですね。

しかし、統計学というのは、ベストではなく、言葉は不適切かもしれませんが、ベターの落としどころの中で、我々の進むべき方向が大きくずれてないというところで、大きな方向性を見つけていく。それを確実にこなしていく。あと、不完全な中でも、数字を出してこなくてはいけないというところも現実問題として1つある。それならば、これもベストなやり方ではないですが、毎年その統計データをもとにやっていくと、逆にその差が見えてくる。

ここは環境審議会であって、統計学の勉強をすとか、議論する場ではないので、市の他の課でも、統計をとったり、国勢調査とか、いろいろあると思うのですね。そういうところでより精度の高いものを出してもらおう。そういう情報が最新で出てきたならば、そういうのをこちらにフィードバックしていただきたい。それを横の連携の中でやっていただければいいと思う。そうしなければ、我々が本質的にやるべき議論と違うところで時間を費やしてしまうというのは非常にもったいないです。

やはりそこら辺はうまく切り分けて、理想はベストですが、ベターの落としどころの中で、我々が数値の目標を出したから、それが答えということではない。そこを基準にして、どれだけ実行目標を達成できるかという意識を持っていくところが一番大事だと思うので、そうしていただけるとありがたいかなと思います。意見です。

○塚原委員 たびたびすみません。杉下委員のご意見を受けまして、31ページに活動量に基づく積み上げで、どのぐらい減らしていきますよということが一覧表にされています

が、これはどういうふうに計算したかといいますと、国の出している「地球温暖化対策計画」の中で、こういうことをやりますよというメニューが書いてあるものを、その活動規模が全国に対して、市だったらこのぐらいということで、まさに国がやろうとしている削減目標を、市に置きかえているということになると思うのです。

ですので、やはりこの部分で、市としては、国と同程度の取組をやっていくのだということを前提条件として書いておくほうがいいと思っておりました。できる自治体、できない自治体があるとは思いますが、市としては国と同程度やるのだ。そうしますと、削減見込み量という言葉で書いてあるのですが、これは見込み量という、放っておいてもそんなふうになるのではないかなという印象があるのですが、そうではなくて、国と同程度やるのだよという気持ちが入っていないと、ちょっと読みにくいなと思っています。例えば目標とする削減量とか、市としての削減量なのだという位置づけをここでしっかり書いておくことがいいのではないかと考えています。

あと、先ほどマイナスの話がありました。マイナスのところはまだまだ難しいと思うのですが、要するに、ここで書かれているのは需要側、活動していく側の条件が反映されているものですので、一方で、33ページの電力排出係数の低減のところは、供給側、電力会社がどのような電力構成によって、その中身が、再エネが多いのか、石炭が多いのか。それが変わっていくことによって、変わってくるものです。これは市民が何をしたかということにかかわらず、減ってくる供給側の対策ということになります。ですので、これも冒頭に、需要側の取組、プラス供給側の取組、プラス再エネ、この3点をもって我々の市としての削減目標量を積み上げていくのだということを書いておくと、わかりやすいのではないかと思います。

マイナスになっている理由も難しいのですが、需要側のほうでかなり頑張っていないと、電力の排出係数がどんどん減っていくので、LEDに関しても、どんどん入っていないと、マイナスになってしまうということだと思いのですね。需要側と供給側と全部足すと、確実に減っているのです。ですが、その減らしている努力分が、どちらかという、供給側のほうにとられているので、見た目は少なく見えているというのが答えだと思いののですが、そういうことも冒頭に説明しておかないとわかりにくい。どなたかがおっしゃったように、LED照明が逆に白熱電球にかわっていくのではないかという印象すら与えるマイナスですので、ここは丁寧に説明する。ここで議論している方々は、わかっているかもしれませんが、後で見た人がわからなくなってし

まうといけないので、丁寧な説明が要ると思います。

これで最後にしますが、33 ページの再エネです。ポテンシャルを積み上げていますということでしたが、まず、住宅に対する補助事業を「継続的な実施」とあるのですけれども、これはふやしていかないというか、今のままだよというふうに見えます。これはお伺いもしたのですけれども、現時点でも補助額が埋まっていないということでしたので、その中でふやしてもというところはあるのかなと思います。むしろどうしてその補助額が埋まらないのか。市民にとって使いやすい補助制度になってない可能性もあるので、そこは精査する必要があると思います。

もう一つ、住宅ではなくて施設等への導入です。環境省が示しているREPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）というポテンシャルを調べるためのものの3割ぐらゐの目標になるのかなということだったかなと思うのですが、いずれにしても、市内のポテンシャルがそんなに高くはないということなのかなと思っています。

ただ、ゼロカーボンを目指していくときに、排出ゼロにはできないというか、再エネを入れないことにはゼロカーボンというのは無理だと思うので、市内のポテンシャルがないのであれば、例えば市外のものや契約等々して、買ってくるということも含めて、検討する必要があると思っています。そのことも何らか書いておくといいのではないかと思います。

○橋詰会長 他の方々はいかがでございましょうか。――よろしいでしょうか。

最初の「藤沢市環境基本計画」に戻って何かご意見、ご質問のある方はおられますでしょうか。――よろしいでしょうか。

そういたしますと、冒頭から申し上げますように、本日で内容的な固めはしてしまいたいのでございますが、そういうことで、皆様、よろしいでしょうか。表現は当然まだ工夫しないといけない点もございますので、次回は表現面を中心に確認をいただくというような流れを事務局は想定していると理解してございますが、そういうことでよろしいでしょうか。

非常に重要な難しい議論をしております、特に算定方法のお話については、申し上げましたように、私自身も不十分な点があると思っておりますけれども、その中で、市民の方々も含めて、いろいろなご意見を頂戴いたしました。多分こういう審議会の場で、このレベルで議論しているケースはあまりないだろうと思います。そういう意味では、こういう議論ができたこと自体が、塚原委員もおっしゃいましたけれども、すばらしいこ

とですし、そういう意見をいただいた市民の方々にも、そこは感謝をしているということをご希望申し上げます。本当にありがとうございました。

その上で、事務的なお話になるのですが、これは事務局にお願いでございますけれども、今回、私もそうですが、委員の方々の中にも、そういう意見書をいただいた方が何人かいらっしゃると思います。それに対するご対応はもちろんお好きなようにやっていただいても構わないのですが、恐らくどう対応していいかわからないとお感じになられる方もいらっしゃると思います。

そういうときには、ぜひ事務局に転送していただいて、事務局のほうから、ご意見をいただいた方に、感謝と、参考にさせていただく旨のご連絡をしていただくとよろしいのではないかと思います。もちろん委員の方々から直接ご回答いただいても一向に構わないのですが、そこに何か躊躇されることもあり得るなと思って、あえて申し上げます。そういう対応をしてくださるのは、皆さんお忙しい方々でもございまして、多分全体的には事務局の役割でもあるかと思っておりますので、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○阿部参事 事務局といたしましても、一つ一つに意見を申し添えることはできませんが、皆様のメールについて、いただければ、会長と相談しまして、それなりの回答をさせていただきます。

○橋詰会長 それでは、時間が大分押しているのですが、議題1については終わらせていただきます。議題2「2021年版ふじさわ環境白書について」、ご説明をお願いできますでしょうか。

○吉村主幹 それでは、資料4「2021年版ふじさわ環境白書」についてご説明させていただきます。

これは「藤沢市環境基本条例」第11条に定めます「藤沢市環境基本計画」の年次報告書として毎年作成しているものでございます。今回ご報告をさせていただくのは、令和2年度に実施した施策とか取組状況、実績をまとめたものになっております。時間の関係もありますので、主立ったところについてご説明させていただきます。

まず、2枚めくっていただいて、目次をご覧ください。第1部「環境をめぐる動向」につきましては、新たに加えさせていただいた表現、もしくは整理させていただいたところについてご説明します。第2部「藤沢市の環境の現況と取組」につきましては、令和2年度の市の特筆すべき内容についてご説明します。

3 ページをご覧ください。7 行目です。令和 2 年度に新たな「水循環基本計画」が策定されましたので、その内容が追加されております。

17 ページをご覧ください。一番下の(7)「プラスチック資源循環促進法」についてです。これは令和 2 年度に閣議決定され、令和 3 年度に公布されましたので、その内容について追加しております。

28 ページをご覧ください。中段の⑤「地球温暖化の現況と今後の見通し」につきましては、第 5 次評価報告書の内容から、先ほどもお話ししていましたが第 6 次報告書第 1 作業部会報告書の内容に変更しております。

30 ページをご覧ください。中段よりやや下の「世界的に『気候非常事態宣言』を行う」というところです。こちらは現在の情勢に沿いまして、文章を追加させていただいております。

次に、下の②「地球温暖化対策の現況」でございます。こちらについても先ほどお話しが出ました「地球温暖化対策計画」が国のほうで改正されましたので、31 ページにかけてその内容を更新しております。その下の四角い枠の「新型コロナウイルス感染症と地球温暖化対策」の関係についても更新を行っております。

33 ページをご覧ください。SDGs のことになりますが、最後の段落です。令和 3 年に自発的國家レビューが 4 年ぶりに作成されたということで追記をしております。

第 2 部に移ります。44 ページをご覧ください。③「公害苦情相談」です。これにつきましては大気汚染や騒音・悪臭によるものが増加しております。野焼き行為によるものとか、飲食店からの悪臭などについての意見が寄せられている状況です。

53 ページをご覧ください。表の「令和 2 年度事業場指導状況 延べ件数」でございます。1 段目の水質立入件数につきましては、64 事業場で、前年の 109 件から減少しております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、事業場排出の検査内容について検討し、報告徴取に切りかえるなどの対応により、立入件数が減っております。

65 ページをご覧ください。上の表の一番下です。左側が民間施設、右側が公共施設です。右側の「公共施設」の一番下に件数 1 件とありますが、藤が岡保育園との複合施設において壁面緑化を行っております。

ここで修正がございます。左側の「民間施設」の合計に、この複合施設を含めてしまっていましたので、面積の 494.61m^2 が 199.12m^2 になります。また、右側の累積面積の $7,268.86\text{m}^2$ が $6,973.37\text{m}^2$ となりますので、訂正をお願いします。申しわけありません。

78 ページをご覧ください。一番下の表の「市内年間水道使用量の推移」でございます。一番下の令和2年度の部分が「確認中」となっております。これはまだ神奈川県のように確認中ですので、わかり次第、記載してまいりたいと思います。

89 ページをご覧ください。一番下のグラフの「達成指標の経年変化」です。これは廃棄物の関係の経年変化です。一番上の折れ線は、市民1日1人当たり、資源を除く一般廃棄物排出量になっています。令和2年度の実績につきましては、一番右側に数字がございます。635gで、前年の669gから減少しております。このグラフについてはもう少し見やすいものに修正したいと思っております。

減った理由につきましては、家庭系ごみの原単位は増えているものの、事業系ごみの原単位が減少しており、その要因として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業とか時間短縮営業、また家庭での生活時間が増えたためと考えております。

91 ページをご覧ください。中段の右側の円グラフですが、これは新型コロナウイルス感染症防止のため、この分析について中止したために、令和元年度の分析が記載されております。

92 ページをご覧ください。上の表の「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」です。下段になりますが、不法投棄ごみ量が令和2年度は12tです。これは前年の29tから倍以上減少しております。

さらに、下の表の「環境基金の状況」です。一番下の「当年度末残高」をご覧くださいますと、令和2年度は7,123万2,000円で、前年の1億3,247万4,000円から半分ほどに減っております。こちらにつきましては、上から3番目の「プラスチック中間処理施設運営事業費」が3,783万円と、前年の6,574万9,000円から半減しているのですけれども、下から5番目の「石名坂環境事業所整備事業費」に1億276万6,000円を充当したため、「当年度末残高」が減ってしまっているという状況です。

94 ページをご覧ください。上から2つ目、3つ目の表です。「キエーロ普及基数の実績」と「家庭用電動生ごみ処理機普及基数の実績」でございます。令和2年度はキエーロが82基、生ごみ処理機は290基と、前年の42基、154基から、それぞれほぼ倍増しております。こちらも新型コロナウイルスの関係で、家にいる時間が増えたからと考えております。

99 ページをご覧ください。上のイ「石名坂環境事業所」の表で「発電・電力会社売電

実績」でございます。令和2年度の売電金額につきましては、1,070万3,824円で、前年の839万1,026円から増加しております。これはタービン発電機を更新しまして、効率がアップしたことにより、総発電量が増加したことによるものでございます。

148 ページをご覧ください。表の下から4番目以降、藤沢市内の国登録有形文化財ですけれども、玉屋本店店舗兼主屋など、令和2年度に新たに登録された施設を追加しております。

167 ページをご覧ください。中段のウ「河川ごみの流出の抑制」です。境川で、令和元年度の可燃ごみと不燃ごみが、それぞれ1,900kg、1,770kgでしたけれども、令和2年度は770kg、700kgと、大幅に減少しております。こちらについては、気象の状況により、大雨とか集中豪雨の影響の増減もございますけれども、不法投棄とかポイ捨てごみの減少も影響しているというふうに捉えております。

169 ページをご覧ください。一番上の⑤「不法投棄処理と対策」の表の「不法投棄ごみ収集処理量」です。一番下の真ん中辺の令和2年度の計のところですよ。1万2,310kgで、前年の2万8,518kgから、50%以上の減少がございます。こちらについては、前年度は、産業廃棄物が約1万2,000kg不法投棄されていたことが原因でしたけれども、その産業廃棄物を差し引いた一般廃棄物の不法投棄量としても、25%の減少が達成され、不法投棄防止の成果があらわれていると捉えております。

173 ページをご覧ください。上段に藤沢市の温室効果ガス排出量の状況を記載しております。2018年度の排出量につきましては、270万3,700t-CO₂と、前年と比べますと、6.4%の減少となっております。基準年度の1990年度比で、40%の削減が目標となっておりますけれども、直近の2018年度の実績では、28.5%の削減状況となっております。

177 ページをご覧ください。(3)「環境フェアの開催」でございます。こちらについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止としまして、代替事業として環境パネル展を開催しております。ちなみに、今年度も同様でして、先週、分庁舎でパネル展を開催しております。

183 ページをご覧ください。一番上の表の「電気自動車導入補助件数の推移」でございます。令和2年度の補助件数につきましては36件で、前年から減少しております。今年度から太陽光発電システムを既に設置、もしくは同時設置した場合の方に、インセンティブの補助制度を設けるなど、電気自動車の普及促進に努めております。今年度につ

いては、かなり早い段階で予算額に達して、かなりの申請があった状況でございます。

186 ページをご覧ください。下のほうに（１）として「住宅用等太陽光発電システム設置補助件数の推移」がございます。こちらは横ばいになっておりますけれども、昨年度から太陽光に加えてエネファーム、それから蓄電池を同時設置した場合について、インセンティブを設けた形の補助制度を設けています。こちらについてもかなりニーズがございます。そういう形で普及促進に努めております。

191 ページをご覧ください。中段の②「雨水利用の推進」のア「雨水貯留槽の新設」でございます。令和２年度の補助件数は 29 件となっております、前年度から倍ぐらい増えています。こちらについてもコロナの影響があるのかなということで捉えております。

例年ですと、218 ページ以降にございます『藤沢市環境基本計画』達成指標に対する状況についてもお説明しておりますけれども、こちらにつきましては、現在の計画改定の審議において説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

説明は以上です。

○橋詰会長 当初のお約束の時間を過ぎているのですが、今の段階で聞いておきたい、言っておきたいことがございましたら、ぜひお願いいたします。――特にないですか。よろしいですか。

これは分厚いものでございますので、多分、今だけの時間でなくて、まだじっくり見たいという方もいらっしゃると思います。私自身もそうでございます。ですので、環境白書については、この先どうするかも含めて、ご説明いただけますか。

○吉村主幹 昨年度も新型コロナの関係でなかなかご説明ができない状況で、郵送させていただいて、ご意見をいただいている経過もございます。今回につきましても、もう年内にあまり日にちがないので、今週中くらいでもしご意見がございましたら、メールとかファクス等でも構いませんので、ご意見をいただければと思います。

○橋詰会長 パブコメにももっと早く出せないのかというご意見もありましたので、恐縮ですが、よろしくお話をしたいと思っております。

これで一通り議題を扱ったということだと思いますが、事務局あるいは皆様方のほうで、何かお話しされたいことはございますでしょうか。

○藤法委員 最後に 1 つだけ「藤沢市地球温暖化対策実行計画」について伝えておきたいことがあって、お話しさせていただきます。

最新の I P C C 第 6 次評価報告書には、2021 年から 2040 年の間に、1.5℃を超える可能性が指摘されていて、私自身はもう時間がないなとすごく思っています。本当に可能な削減目標を立てるのは大事なかもしれませんが、私としては、もっと高い目標を持って、計画を立てていってほしいという希望がまだ残っています。高みを目指すというふうに書いてくださっているので、削減目標をもっと上げていただけたらと思います。それだけ最後に伝えたかったので、すみませんが、時間を延長させていただきました。

○橋詰会長 事務局のほうでは、その辺で何かありますか。

○阿部参事 高みを目指すということで、我々もできれば高い目標を立てたいところがございますので、また皆さんの議論を踏まえて、高見をどこまで伸ばせるかというのは、1年後、2年後の経過を見ながら判断させていただきたいと思います。

○橋詰会長 それでは、本日の議題が一通り終わったと思いますので、事務局にマイクをお返しいたします。

○阿部参事 長時間、皆さん、本当にありがとうございました。休憩もとらずに申しわけございませんでした。

本日の日程につきましては、全て終了とさせていただきます。

次回の開催につきましては、1月25日(火)、時間は本日と同じ9時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて第6回藤沢市環境審議会を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後0時13分 閉会